香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第18号

香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程 香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程(令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(失業者の退職手当) 第22条 略 2~11 略	(失業者の退職手当) 第22条 略 2~10 略 11 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1) 略 (2) その者が、次のいずれかに該当する場合ア略 イ雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者
12 略 (1)~(3) 略	に相当する者として企業長が定める者に該当し、かつ、企業長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの (3)・(4) 略 12 第1項、第3項及び第6項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)~(3) 略

- (4) <u>安定した</u>職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する 就業促進手当の額に相当する金額
- (5) (6) 略

13・14 略

15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項 又は第12項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号 に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手 当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項 の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

16~18 略

(退職手当の支払の差止め)

第25条 略

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
- (2) 略

 $2\sim4$ 略

5 略

- (4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進 手当の額に相当する金額
- (5)・(6) 略

13・14 略

- 15 第12項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項 又は第12項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、</u> <u>当該各号に定める</u>日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給 があったものとみなす。
 - (1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進 手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する 日数
 - (2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進 手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定 により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

16~18 略

(退職手当の支払の差止め)

- 第25条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に 係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般 の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。
 - (1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - (2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

 $2\sim4$ 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが

(1) 略

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁</u>刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 略

6~10 略

(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第26条 略

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納) 第27条 略 支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の 行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の 規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1 年を経過した場合

6~10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第26条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第24条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。) に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第27条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第24条第1項に規定する

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘</u> 禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

2~6 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第29条 略

2 • 3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第27条第1項の規定による処分を 受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当 該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給 者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の 事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第22条第3項、第7項又は第9項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第29条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合には、これらの規定により算出される金額(次条及び第29条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁</u> 錮以上の刑に処せられたとき。

(2) • (3) 略

 $2\sim6$ 略

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第29条 略

- 2 略
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第25条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第27条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に

刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5~8 略

m//

附則

7 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第22条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

PIT .

処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5~8 略

附則

7 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第22条第11項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

まで

イ 雇用保険法第22条第2項に規 定する厚生労働省令で定める理 由により就職が困難な者であっ て、同法第24条の2第1項第2 号に掲げる者に相当する者とし て企業長が定める者に該当し、 かつ、企業長が同項に規定する 指導基準に照らして再就職を促 進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認 めたもの

まで及び附則第5条

- イ 雇用保険法第22条第2項に規 定する厚生労働省令で定める理 由により就職が困難な者であっ て、同法第24条の2第1項第2 号に掲げる者に相当する者とし て企業長が定める者に該当し、 かつ、企業長が同項に規定する 指導基準に照らして再就職を促 進するために必要な職業安定法 第4条第4項に規定する職業指 導を行うことが適当であると認 めたもの
- ウ 特定退職者であって、雇用保 険法附則第5条第1項に規定す る地域内に居住し、かつ、企業 長が同法第24条の2第1項に規 定する指導基準に照らして再就 職を促進するために必要な職業 安定法第4条第4項に規定する 職業指導を行うことが適当であ ると認めたもの(アに掲げる者 を除く。)

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第25条から第27条及び第29条の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和7年6月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第22条第12項(第4号に係る部分に限り、同条第16項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した香川県広域水道企業団職員の 退職手当に関する規程第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって前 項本文に規定する施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退 職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの規程の第25条から第27条及び第29条の改正規定の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第25条第1項及び第5項、第26条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第29条第4項並びに香川県広域水道企業団職員の退職手当に関する規程第29条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。